

第2回飼料問題懇談会

平成14年4月25日

日時：平成14年4月25日
会場：農林水産省第一特別会議室
時間：10:00～12:45

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 資料説明
4. 協議事項
 - (1) 備蓄制度のあり方について
 - (2) その他
5. 閉会

(需給対策室長)

定刻になりましたので、ただいまから第2回の飼料問題懇談会を始めさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず開催に当たりまして畜産部長から、挨拶申し上げます。

(畜産部長)

畜産部長の梅津でございます。今日は、朝早くからお集まり頂き、ありがとうございます。

冒頭、BSEをめぐる昨今の情勢について述べさせていただきます。BSE感染牛を確認してから7ヶ月が経過しまして、様々対策を打って参りましたが、おかげさまで状況は、だいぶ先が見えてくるようになりました。今残っておりますのは、いわゆる経産牛の滞りの問題が1つございまして、これも直近のデータで3月には対前年でほぼ同数のと畜頭数まで戻っております。

要するに、老廃牛が積み上がるという状況はだいたい3月で終わっております、これから正常に向かうという状況になって参りました。それから消費量の方であります。2月の家計消費調査が7割程度戻ってきました。3～4月のデータはまだ分かりませんが、恐らく、8割程度まで戻ってくると推測しております。

また、業務用の方もそれ以上戻ってきているという情報もありますが、正常に向かうには、若干まだ時間はかかると考えられるものの、着実に回復に向かっていくというふうに思われます。

そうした中、価格の方もいわゆるB2、B3といわれる通常の標準的な牛肉の価格である芝浦市場や大阪市場の平均で700円といわれる牛肉の安定帯の下の価格を超える水準まで戻って参りました。そうした中、問題の原因なり経路でございますけれども、3月の半ば以来2回目の中間報告を申し上げまして、既に報じられておりますが、イタリアからの肉骨粉の加熱処理の問題や代用乳の原料になっている動物油脂の可能性、更に、配合飼料におきましてクロスコンタミの可能性と、そういったところが完全に白とは断定できませんが、ただ、これがBSE感染と明確に結びついておりません。ヨーロッパでもそうですが、なかなか明解な原因経路の実態にたどり着くのは相当難しい状況にもございます。私共としては、打つべき最大限の努力をして完全に解明はできないとしても、こうしたルートは否定できないというところまで何とかたどり着きたいと思っております。

こうしたなか、国会でBSE対策法案が提出されております。法案の内容と致しまして、緊急時の対応のマニュアルや牛由来肉骨粉の牛への法的禁止、と場での処理の義務付けなどを議員提案として出されるということでございまして、今与野党で調整が行われています。

4月2日に第3者委員会の最終報告が出されまして、この中で特にリスク評価、リスクコミュニケーションということが提起されております。私共も様々な科学的な知見と健全なリスクバランスに基づいて、行政を進めていくべきと考えております。ひるがえりまして、飼料の問題を考えてみた時に、ここ近年の口蹄疫あるいはBSEも飼料を1つの契機としております。

また、昨今の中国から輸入の稲わらから害虫が検出されたり、それから全く別でございますが、古畳からBHC、ディルドリンといった農薬が検出されるというようなこともございまして、飼料あるいは、リサイクルをめぐる様々な社会的関心を集めることが続いてございます。前回の飼料問題懇談会の議論の中で

単に飼料穀物の備蓄のみならず、国内飼料の有効利用といった幅広い意見を頂いたわけでございます。先程リスク評価、リスクバランスと申し上げましたが、備蓄もまさに様々な意味で、リスクに備える対応でございます。そういった情勢の下で、今回も幅広い観点から、この飼料穀物備蓄の在り方や我が国における飼料の自給率の向上について、御意見を頂けたら幸いです。

(需給対策室長)

それでは、前回の懇談会を欠席され、今回の懇談会に御出席されておられる委員の方々がいっぱいいますので、御紹介致します。青沼委員です。高木委員です。川島委員です。中村委員です。よろしく申し上げます。また、本日11名の御出席の御返事をいただいております。

なお、岩田委員につきましては、やむを得ず御出席できないということであります。

また、本日は三村委員の代理として全農航運課長の田中様の御出席を頂いております。

(座長)

座長を務めさせていただきます、阿部でございます。よろしく申し上げます。

(需給対策室長)

本日の議事につきましては、配布しております資料により、事務局より説明を行い、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えています。それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。右肩に番号を付しております。

- 1 畜産をめぐる現状と課題
- 2 自給飼料生産の展開方向について
- 3 流通飼料の安定供給対策の現状と課題
- 4 中国産いねわらの検疫条件違反について
- 5 中国産稲わらの検疫条件違反に対する措置に伴う当面の対策について

以上が、今回の配付資料です。御確認下さい。

また、これとは別に、次回の懇談会の日程を調整するため、委員の皆様のお手元に「5月の日程について」というものを配付させて頂いております。誠に恐縮ではございますが、懇談会終了時まで記入の上、事務局までお渡し頂けるようお願い致します。

もし、5月の日程がお分かりにならなければ、後日記入表をFAXで返信頂ければ幸いです。

なお、懇談会終了予定時間を13時と予定しておりますが、お昼を挟みますことから、実際の懇談会終了時間を12時半程度までと致しまして、お弁当を御用意しておりますので、12時半以降はお食事をとりながら、ざっくばらんに御議論頂ければ幸いです。

最後に、懇談会内容の公表方法に関してですが、前回については懇談会の概要を一枚紙にし、簡単にまとめましてプレスリリースしたところではありますが、最近の情報公開の流れや他の委員会等の例にかんがみまして、本懇談会につきましても、今回以降、概要のプレスリリースに加えて各委員の名前を伏せた上で発言内容を基本的に公開したいと考えております。議事録の公開に際しては、事前に各委員の確認を受けたいと思っております。以上でございます。

(飼料課長)

(資料説明)

今回におきましては、備蓄のあり方ということが、1つのテーマとしてご検討頂きますが、BSE発生を踏まえて国内の飼料の供給構造、生産を含め、また飼料の安全対策など、幅広い意見を頂きたいと考えておりますので、備蓄の問題にこだわらずに御意見頂けたら幸いです。以上です。

(座長)

ありがとうございました。改めて私が言うまでもなく、飼料問題懇談会というのは日本の飼料の生産と需要と流通について、委員の皆様から幅広い意見を伺い、それを畜産行政に反映していくという性質を持つ懇談会だというふうに私は理解しております。

しかし、今御説明があったとおり、その要素の中の1つに飼料の安定供給についての備蓄の在り方について、専増産ふすま制度が今年度限りで廃止される。予算については今のままでは、うまくいかない。ということで、この機会に今お話があった流通飼料の御説明の資料3のページ14に問題点の整理がされてあります。このようなことにつきまして皆さんから、いろいろ御意見頂きながら、それを今後の備蓄の在り方、実際の運営方法について反映されていくことだと思えます。

しかしながら、最後に課長が言われた様に、そこに限定されず、より幅広く飼料の問題について、日頃からのお考えや意見、それから今日御説明がありました資料についての御質問もあろうかと思えます。これ以降は、自由討議とし、皆さんの御意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

とは言いましても、すぐ意見を出すとはいかないでしょうから皆様が頭の整理をされている間に私の方から、最近、感心した事例を御紹介致します。その間に皆様いろいろ考えて頂けたらと思えます。

感心した事例といいましては、2つありまして、1つは3月の末に素敵な事例を見てきました。それは、鳥取県の県酪連が一体となって経営している牛の経営センター、トータルミクスドレーションといいまして、粗飼料も濃厚飼料も全て混合してトランスバックに詰めまして、それを各農家に配布する。また取りにくる。これだけで、酪農家は牛が飼えるというようなシステムとなっております、センター名が、TMRセンターといいまして、ここ7~8年、それこそ農水省の皆様のお力のおかげで増加してきております。そこでは、粗飼料として今お話にもありました稲のホールクロップサイレージが使われています。しかも、素晴らしい品質の物が作られています。それ以外に、粗飼料は輸入のトールフェスク、チモシーなどの輸入飼料も使いますが、これからは、ホールクロップサイレージをどんどん増やしていきたいと。そのためには、肥育牛農家と畜産農家が連携する、いわゆる、コントラクターの組織も考えていて、施設全体で進めていきたいと考えているようです。私は、たまたま講演会に行ったのですが、第1回の会議では講師の方とそれから畜産の方、試験場のネットワークの中にいる技術者の方々にホールクロップサイレージについて議論されており、これは1つ大きな面なんだと感じました。それからもうひとつ感じましたのは、そのTMRセンターは素材として稲のホールクロップサイレージの他に食品残さを使っています。例えば、今無洗米がどんどん増えているのですが、そのぬかを使ったり、それからミカンジュースを作るときその皮を陳皮といいまして、その皮を乾燥させて

それを使ったり、近場の豆腐かすをほぼ無償で譲り受けたり、ビールかすなどを使ったりしています。食品製造副産物を使いますけれど、それとホールクロップサイレージを利用しながら、安価な飼料、低コストでしかも自給率を高めながら使っておられるということです。第1回の懇談会の時にB4の一枚紙にありましたが、こういった事例が実際、国内のいろいろなところで使われることで飼料の自給率が少しずつ高まり、7～8年後には目標の飼料自給率35%までいくのではないかと感じました。それからもう一点ですが、配付されている資料の中にコントラクターの例がありまして、北海道のS町が紹介されていました。先程、自給飼料の給与量を増やして行って流通飼料と置き換えていくといった提案がありまして、こうしたとき一番の問題はですね、日本の粗飼料の品質が、あまり良くない。ここS町というのは、コントラクターで専門的に飼料を作るとなると生産に集中できるせいか、サイレージの品質が非常に良くなっております。そのような意味ではこういったいろいろな行政政策というものが点として展開されつつある、それが先程目標にあった平成22年度、飼料自給率35%にいくベースになるのかと思っています。今日の主題のテーマ、備蓄については後1回か、2回かあるのか分かりませんが収斂していくということで、これを中心としながら繰り返しになります。幅広の御意見を伺えればと思っています。よろしくお願い致します。いかがですか。

(委員)

今、農水省の方からの詳細にわたる御説明で非常に大変な事態にあるのだなと思いました。これだけ国が目標を掲げ、政策を打っていながらも、どうも期待する成果がまだ十分に得られていないというように感じます。

例えば、稲わらにしましても、あれだけの口蹄疫の問題が起きて生産者や国も大変な努力をされたにもかかわらず、喉元過ぎれば熱さを忘れるというような状況になっております。今度は、ニカメイガの幼虫の問題が発生したところでありましたが、これは畜産だけではなく、日本の稲作をどう考えるのかというような大問題であります。畜産の面のみから考えて、簡単に手に入る稲わらを使用するというような畜産のサイドのみからの視点ではなく大きな視点で見えていかないと大変なことになると考えています。

第2点目は、いろいろな自給飼料の拡大政策を打っているんですが、これがどうもその後を見ていますと、思うように進んでいないと私は理解しております。だとすれば、示している政策、目標というものが間違っていないとすれば、どこかに生産現場との矛盾があるのではないだろうか。それがよかれと思ったけど、実際の生産現場で受け入れられない、あるいは国の施策が、十分に徹底されていないのか、どこかに問題がある。

もし、徹底されていないとすれば、これは私の持論ですが、今までのような同じ手法といいましょうか、誘導策に限界があるのではないかと。いわゆる運動論のところで見直しをして、もう少し徹底していかないとだめであると思う。そういう意味では資料にあるような、まさに濃厚飼料の輸入から自給飼料の生産拡大へ、このような対策が本当に生産現場へ、末端の生産者に関わる関係支援団体へと徹底されることが重要だと思います。これが徹底されないと、私は環境の問題についても解決されないと思っています。生産だけではなく、糞尿問題等にもつながっており、自給飼料拡大の課題は、あらゆるものが1つの輪の中に繋がっているのではないかなというような気がしております。これは、お話を聞いた上で全体

の感じです。

具体的に2点ほど、意見を聞いた上で、問題提起をさせて頂きたい。先程、備蓄の問題がありました。昭和46年から48年に起こった畜産危機というようにことを考えますと、備蓄は今後とも当然必要になるというように考えています。

また、昨今の世界情勢の現状を考えますと、特に開発途上国において経済が伸び、食生活の改善がなされ、これに伴い畜産物の消費が拡大するということからすれば穀物の需要量が増加することが考えられ、これからも飼料穀物の備蓄は必要であると思われれます。

ただ、先程、今後の飼養頭羽数の動向や、あるいは牛一頭当たりの飼料要求率の改善を考えると、濃厚飼料の需要見込みが減るのではないかという御説明がありました。

また、地球環境の様々な変化を考えれば、今までの経過が続くとは思えないのですが、今後、緩和されていくだろうと考えます。あるいは先程の資料3の9ページ以降にあるのですけれども、今厳しい財政状況にあって、今までとおりでいいのだろうという状況になっております。特に、国としても現在の120万トンの備蓄、これについて今までとおりでいいというような根拠はないと思われれます。具体的にどれくらい必要かというのは、私はよく分かりませんが、備蓄量の削減について真剣に考えていかなければならないと思います。

しかし、先程も言いましたとおり、基本は備蓄は重要であるという立場にありながら量の削減を考えていくべきだと思います。

もう一点は、先程自給飼料生産の展開方向につきまして、様々な御説明がありました。前回の懇談会でも、私は述べさせて頂きましたが、やはり大家畜の飼料確保をどうするかが重要であります。当然、日本の場合は草地で作られる牧草が中心になっていくと思われれます。日本型放牧という御説明をされておられましたが、本当の日本型放牧というものを進めていくとすれば、ただ飼料という観点からだけでなく、今よく言われるように草地の多面的機能といいましょうか、草地がどういったところで機能するのかということをもっと積極的に国が問題提起していくべきではないでしょうか。そして、これは単に畜産の飼料だけではなく国民の理解を深めていくということが、今後畜産の施策を進めていく上で基本的な原点となっていくのではないかと私は思います。

整理しますと、まず一つ目は備蓄量の削減、重要であるけれども現時点で削減することを考えていくべきではないか。もう一つは日本型放牧あるいは草地の多面的機能について具体的な資料をお示し頂ければと思います。また、それに基づいて情報提供を積極的にしていくべきだと思います。

(座長)

御提案ということでもよろしいですね。他に何かないでしょうか。関連があることでもないことでも結構でございます。はい、お願いします。

(委員)

自給飼料の増産の関連ですが、資料にあるとおり94万ヘクタールから増えてなくて、むしろ減っている。これを拡大するには1つのポイントとして水田における飼料作物の作付けが重要であると考えます。今94万ヘクタールのうち転作田で作付けされているのは10万ヘクタールだと思うのですが、米の生産調整が拡大されている中で増えてないという状況です。このような状況で転作作物とし

ての小麦や大豆が増えてやや自給率が増えているということです。この状況で飼料作物をどのように増やしていくかにつきましては改めて考えていく必要があるのではないかと。水田における飼料作物に対する取り組みの1つはここに出てきましたホールクロップサイレージでありまして、これは飼料作物の作付面積の10万ヘクタールのうちの2,000ヘクタールが作付けされております。それから転作の1つにエサ米というのがあるんですが、これが一部の県で確か200ヘクタールくらい作付けされております。あと残りが一般飼料作物となっております。ここに、委員もおられますが、米の生産調整について議論の真最中でありまして、今後、食糧庁とも連携を取り、一緒になって考えていって欲しいと思いません。やや抽象的ですが、お願いします。

(座長)

ほかにありませんか。

(委員)

配合飼料の主原料の需要量について先程、御説明頂きましたが、ここにきまして食品表示問題が起こりまして我々としても非常に申し訳なかったのですが、その中で国内産の豚、ブロイラーが見直されてきて需要がかなり延びてきております。豚、ブロイラーというのは非常にたくさんのもろこし(穀物)を使っておりますので、穀物需要が極端に減るということはないのではないかと思います。先程の需要の考え方ですと偏っているのではないかと、そんな考え方もあると思いません。以上です。

(座長)

他にないですか。

(委員)

備蓄の必要性であります。米で見られた平成5年のような不作もありますし、家畜は生きていますから飼料穀物の備蓄は必要だと思います。

ただ数字の点で言いますと現在の頭数、飼養農家の戸数も減少しており、このままでいいのかと考えております。

飼料自給率の目標が、平成22年度に35%ということと言われておりますが、本当に自給率を35%までもっていったのなら、備蓄しなくていいのか。そうではなくて、もっと自給率を上げる必要があるのではないかとということが第1点あります。

それから、自給率を向上させ、率を99%にもっていった時に、備蓄しなくていいのか。その辺をどう整理する必要があるのかということをお教え頂きたいと思いません。

また、先程先生のお話にもあったんですが、私達は沢山捨てている物がありまして、ふすまというのがあります。お米の籾殻も飼料になるのではないかと。無洗米の時のものも大丈夫だろうと思いません。日本は柑橘類がたくさん生産されていますが、取れすぎたときには廃棄しているという状況です。このような、農作物を飼料にもっと利用出来るのではないのでしょうか。このようなことをトータルとして見られる場所が今ないのかなというように考えております。現在は各県ごとに見てるので、それをトータルとして見る事が出来ないのか、もったいないことをしているのかなと思いません。

現在の時代の流れにおいて、公社化なんて、とても無理なんだろうけど、飼

料としてだけでなく農作物として循環系に入れるために飼料にして与えることが出来て、しかも安心して安全なものとするためには公社化も出来るのではないでしょうか。

委員のおられる配合飼料安定機構などを活用することはできないのか。トータルとしてみるということ、そこから自給率について考えるべきではないでしょうか。そして備蓄という部分も、その自給という部分ができてくればどのくらいの量が妥当なのか見えてくると思うのですがどうでしょう。

(座長)

では、ここで事務局の方から2つ説明してもらおうと思います。1つは先程の説明にもありましたが、飼料の需要トレンドは減少しているものの豚、鶏特に鶏が増加することに伴い、その配合飼料の配合割合においてとうもろこし割合が高いということになるから、必ずしも品目別の飼料穀物が減少していくことにはならないのではないか。こういう話しにについてのどういう予測を持っておられるかということと、それから、委員が言われたトータルの自給率ということも含めて自給率と備蓄の相関関係というイメージとして、その2つを御説明頂ければと思います。そしてまた御提案、御意見承っていきたいと思います。

(飼料課長)

まず、自給率の見方についてですが、平成22年、牛肉なり豚肉更に全体の動物性蛋白について、また消費の動向、人口の推移などを踏まえて考えております。この中で、需要量については鈍化する方向にあり、その中でいかに国内産を高めていくか考えております。そういう意味でいけば畜産物の需要量全体としてはパイが増えていく方向なのですが、全体として飼料の効率化や飼料の自給率が高まっていくということでもあります。また、最近の傾向として、BSEによる牛肉から鶏肉などへの需要のシフトが一時的に起こっていると考えられます。前回もO157が発生した時には豚から鶏へのシフトがありましたが一時的なものであり、今回もそのようになると思います。長期的に見れば、それほど大きな問題ではないと考えられ、全体としてはやはり濃厚飼料の減少が起こっていくのではないかと考えています。水準についてはまだどうかと思いますが、全体としては減少方向へ、現在の趨勢を考えてもそのような方向でございます。

また、委員からの御指摘ですが、飼料の自給率を平成22年までに35%まで上げるということでございます。濃厚飼料と粗飼料に分けていきますと粗飼料が現在80%程度を95%くらいまで持つていく、若干ヘイキューブのような物で配合飼料の原料になるようなものやアルファルファミールなどについては輸入に頼らざるを得ないですけれども、それ以外のものについては、ほぼ全て自給するような方向でいくということで、今は8割の水準にありますものを9割の水準に高めるということでもあります。

また、国内で生産される、ぬかなど副産物や食品残さ、こういったものを国内の資源として活用していくということを考えております。この中で肉骨粉の牛への使用が禁止されたことで若干マイナス要因とはなりましたが、それ以外に見通しとしては、昨年食品リサイクル法が制定されまして、平成17年までに食品のリサイクルとして、飼料化や肥料化を進めていくことでリサイクル、減量化を推進し、排出量を2割位削減するということを推進しています。現在家庭系、事業系を含めまして、2千万トンの食品廃棄物があります。工業系、産業系のジュー

スかすは9割近く飼料化や肥料化が図られていますが、レストラン系、家庭系の残さの利用が低い状況です。食品リサイクル法は一応食品産業ということになっていますが、基本精神の中には家庭内での残さも含んでいこうということ、法的な規制は産業のみですが、精神的には家庭も含め進めていき、このようなものの活用も図りながら自給率を高めていくということが重要だと思っています。

もう1つは、米の備蓄との関連と致しましては、米の備蓄数量は100万トンでありまして、これはまさに人間が口にする食料ですが、家畜については、基本的に濃厚飼料分については我が国の土地条件からすると、国内で生産することは無理でありまして、海外から輸入するしかないといった状況であります。米については端境期を備蓄でつなげれば次の国内生産でつながっていくということですが、飼料についてはそういうことではできない。基本的に国際需給が逼迫した際については、備蓄でつなぐということではなく畜産物自体がライブストックということで、ストック機能があります。つまり、牛をつぶしたり鶏を減少させながら対応していくといった、食料安全保障の役割もあります。それ以外のミシシッピー川が凍結した際やストライキなどが畜産経営に影響する時に備蓄が必要になると考えております。人の食料と家畜が食べる飼料というのは若干観点を变えて整理していくものだと考えております。

(委員)

備蓄については、後ほど飼料全体の議論が終わり次第、お話ししようと思えます。とりあえず、備蓄制度以外のお話として、先程 さんからもお話あったと思いますが、特に自給飼料生産の拡大は、前回にも申し上げましたが、大変重要な課題であり、チャンスでもあると思えます。従来、チャレンジしてもなかなかうまくいかなかったように思います。

しかし、これだけBSEという体験も経てみると、自給飼料の増産に改めて取り組まざるを得ないという状況にあると思えます。自給飼料の生産というものをこれから取り組むに当たって、2点ばかり申し上げたいと思えます。1つは資料2の9ページのところにリサイクルが出ておりますが、自給飼料基盤の強化及び飼料リサイクル推進のための「畜産公共事業」の実施というようになっています。つまり、リサイクル一般の課題として、今日やるという包括的な構えにはなっていないように思われ、いわゆる公共事業をやるということになってるんですけども、先程少し触れられました食品残さ等についての問題は、これから自給飼料の中で対応するのかまたは流通飼料の延長として捉えるのか、捉え方によっては、その中間に落ちてしまう可能性があると考えられます。

リサイクル問題の捉え方をよほどしっかりしないと、先程 さんが言われたように、総合的に見る目がないというようなことにつながってるんだと思われまじ、そのことについてカバーしなくてはならないのではないかと思います。これは敢えていうまでもないと思えます。資料の9ページの次元で見ても、事業としてこういうものをやっているとこの中で見ますと、農産加工業から出てきた残さみたいな物をうまく回していくんだ、という考え方に留まっていると思えます。しかしながら、最近私共調べた事例で、新潟の長岡の学校給食で19校の学校給食についてコンスタントに残さを集めて、養豚農家あるいは牧場に供給するというシステムを、NPOが中心になってやってるわけです。そのような新しい動きもいろいろでてきているわけですね。やはり、自給飼料の生産をこれ

から考えていく上で、従来はできなかったことでこれから活用していけるような新しい要因というものがあるのではないかとそれを取り込んでしっかり取り組んでいったほうがよいのではないかとこのように考えています。その一つとしては新しい技術、これは今更言う必要ないと思います。

また、それと合わせてこれだけ不況で労働力も余っており、本格的な雇用にはつながらないけれど、そのような動きが自然に出てくる可能性があるわけです。このことは仮に食品残さというだけではなくて、例えば先程説明があった稲わらの有効活用の観点から、畜産農家というだけの内部のシステムというだけにこだわらず、地域において退職したサラリーマンも「よしいっちょやるか」という気持ちに引き込むということも大事だと思います。新しい従来と違った雇用情勢というものを逆に利用して、できるだけやっていくという考えが、もう少ししっかり入ったほうがいいのではないかとこのことを提案したいと思います。同時に、自給飼料の生産拡大についても、分かりやすい説明が必要でありまして、農業外の人の方が分かりやすい言い方とか用語の使い方とか、そういうことが非常に大事ではないかというように思います。そういうことも含めて、今幸い新しい動きがどんどん出始めており、農業内部でも強く出始めたことをフルに使って、この際、全力を挙げてやると、私どもの機構とかなんかといった立場を少し離れまして、飼料全体として、日本の飼料が、BSEという経験をして、やはりこれからの在り方を考えるということで、少しスケールを広げる、ということを考えていく1つのチャンスではないかというように思います。

また、もう一つ申し上げたいのは、今度逆に流通飼料と自給飼料というものの柱立て、軸足の置き方、考え方といいますか、それをもう少し頭の整理をして、これを最終的にまとめなくてはならない。自給飼料の生産を最大限実施するが、あとは輸入穀物を原料とする流通飼料はどうでもいいというように簡単にはならないだろうと思います。その辺の位置づけをどういうふうに持ってくるのか、それはやはり考えていかなければならないと思います。とりあえず備蓄制度の問題と別にしまして発言させて頂きました。

(委員)

それでは、私も備蓄制度の問題は置いておいて、少し飼料の全般的なお話をしたいと思のですが、濃厚飼料と粗飼料をどう違うかとかいった細かな話しは別として、様々な施策を打ってきているけれども、なかなか効果があがらないといった御発言もありました。それから、BSEが起こったわけですが、非常に乱暴な言い方をしますと、一気に自給飼料生産が大事だというような空気といいますか環境が整っているように思われます。

また、窒素の量のお話があったわけですが、様々な問題を抱えている畜産であるということ、消費者の方々に情報開示し、こういう問題が現在あるということになり「これはおかしいではないか」というような空気になれば、かなり大きな変化が生じる可能性はあると思います。そういう全体としての空気の変化が大きくないと、いろんな手だてを打っても、その手だてがメリットを感じられる期間においては、ある程度有効であるが、それが終わると消えてしまうように思います。最初に申し上げましたように畜種なり、いろいろ違いがあるところを総合的にお話していますので、少し乱暴になりますけれども今日の資料の中にも、資料2の22ページ家畜排泄物処理コストの比較があります。これで自給飼

料主体の場合と購入飼料主体の場合とありますが、そのほかにも様々な意味で、私達経済学の間人にいわせると外部経済というような表現を使うのですが、いわゆる公害というようなことですか、あるいは都市下水を使っているというような場合とか、様々な意味で社会的にコストを投入していることについて、やはりおかしいのではないかとというような話が出てくる時に、大きな変化が生じると思われます。そういうところまでいかないと、なかなか変わらないのかなと、逆にいいますと、今の委員の皆様方の御発言を聞いていて感じるわけでありまして。それで私的な費用、通常のコスト計算上出てくるもの以外のコストが相当のものだということを、やはり、この際きちんと押さえるべきだろうと思います。その上で例えば今日は酪農について、自給率の数値が北海道とそれ以外という形で出ていますが、これは、当然県別に出すことも可能であると思ひますし、極端に言えば、農協別の酪農における自給率ということも出すことが出来るわけでありまして。

今、委員からお話がありました、食品の残さをリサイクルしている、その度合いがどれくらいであるか、これも前回多少申し上げたかも知れませんが、土地に健全な形でかえっている糞尿というのがどれくらいあるか。これは相当違はずでございます。その意味で健全というか、環境という観点から見ても、健全な地域の畜産物なり、乳製品なり、牛乳なりがはっきり分かる形になれば、やはり生産もそちらの方に流れていくような、そういう構造を作り出すことが出来るんだらうと思ひます。これは少し言い方を変えますと、今までの行政手法でいけば、財源があつて後ろからなんとか後押しをしようということだったわけでありましてけれど、これからは、やはり別に流行というわけではないのですが、消費者側から引張られるような形でのものの動きというものが非常に大きな意味を持つてくるような気が致します。BSEの問題は非常に不幸な形で今の食品、畜産の問題というものをある意味で明らかにしたわけですが、飼料の問題、糞尿処理の問題は、なかなか進まないというようなところもあるような気がしまして、このあたりを少し考える必要があるということです。畜産の側に取ってみますと、従来型の発想でいくと非常に苦しい状況も当然考えられるわけですが、そこまで考えないと、なかなか状態は変化しないのではないかと、このような気が致します。同じようなことではありますが、土地利用型酪農推進事業の紹介がありましたけれども、Dランクでも何らかの支払いがあるというようなことについては、甚だ疑問であります。メリハリの効いた事業を推進すべきであり、メッセージがはっきり伝わるようなものがないと私は思ひます。もっとももっとはっきりしたメリハリの効いた事業内容にするというようなことも、今私が申し上げた政策転換の1つの形になるのではないかと、このように思ひます。

(座長)

はい、どうぞ。

(委員)

自給率という話しがでてくるのですけれど、飼料の自給率が上がり、畜産物の自給率がそれに伴い上がり、品質が上がるのがベストだと考えています。自給飼料の版図をあまり広くしようとすると無理が出ると思ひます。一般的には、自給飼料というと牧草のイメージがあります。

一方では、今問題になっている食品残さ、製造残さが、大量にあります、こ

れを意識的に分けて説明すべきであると考えます。先程、話題になりましたが、陳皮は貴重な飼料の原料であり、過去ずいぶん使用したものの、動物がいやがるのではなく、黒くて見た目が悪いものを人間が使いたがらないので、使用量が減少しましたが、まだまだ飼料として使えると思います。この食品残さと牧草等の飼料も区別していく必要があると思います。

なぜ、これを強調するかと申しますと、平成22年度までに飼料自給率を35%まで上げるという話がありましたが、私の感覚で述べさせて頂くと、畜種別に飼料の消費に相当差があります。従って、次の問題として備蓄を考えたときに35%の自給率が何年か後に見込めるのであれば、備蓄をもっと減らせるのではないかと、という考え方が出てきたときに、非常に危険だと申し上げたい。と言いますのは、牛を除く鶏、豚は飼料自給率がゼロに近いと考えておりますので、畜種別に分けて考察しなければ、備蓄というものを間違えた観点で見ってしまう可能性があります。

先程の資料の説明にありましており、備蓄については、放出、貸付けが少いように感じます。その一つの最近の要因として、遺伝子組換え作物がいい意味で生産性の向上、安定に寄与しているのではないかと思います。これを今非常に言いにくい。これを、どのくらいまで数字に織り込めるのか、ということは自分でも把握しきれていません。

しかし、遺伝子組換えの技術が生産性の安定に役立っていると考えています。

(委員)

私も備蓄制度については、後程すると致しまして、飼料の全体的な話しをいたしたいと思います。先程からの委員、委員、それから委員とほぼ同意見であります。確かに様々な手を打って自給飼料増産を目指してきているわけですが、私も約25～26年前に流通飼料課といった時代に担当しました。備蓄の問題、価格の問題に関する今置かれている飼料の現状の説明を受けて、非常に思い出深く聞いていたわけでございます。それで結局、先程もお話ありましたけれど、金の切れ目が縁の切れ目ではないのですが、様々な施策をやる、例えば今も確かに転作田に作付けする飼料作物に助成をしております。それから稲わらについてもそうであります。これが本当に定着するか、そのように検証しきれるか、といえ、私はこのままの政策を続けていけば、いずれまた金の切れ目が縁の切れ目で元の本阿弥になりかねないと危惧しております。

では、これに対処するためにどういった手があるのか、これは先生と近いのですが、それからまた今までのお話にも出ているわけですが、やはり畜産の現状といいますか、飼料の現状において、新しい基本法でいうところの自然循環型農業を目指すことに関係して、環境問題も非常に大きい。それは、窒素の循環の問題や地域資源というか、食品残さの問題など、あまりにも日本は自らのところから出てきている資源を無駄にしているのではないかと思います。委員が言われたようなことを含めて、食品リサイクル法で出てくるものも含めて、様々な資源がありますが、これが単にコスト差ということで見捨てられてきておりますし、使われていないということが更に環境問題を悪化させております。

そうしますと、ここでやはり今までの政策の手法というものを大きく変えるという発想が必要なのではないかと思います。そういうことを踏まえて、確かつい最近ですね「食と農の再生プラン」というものが出されております。これまでの

政策手法を基本的に変えなければ、この「食と農の再生プラン」は実現できないと思います。というのは、この発想があくまでも食と農の共生といいましょうか再生といいましょうか、それを要するに直接的に結びつけるものでありまして、今までは流通というところを介在して生産の情報が消費者に伝わる。しかし、これが様々な問題を引き起こしているというその実態を踏まえて要するに食と農を直接的に結ぼうということでありまして、これは一つはトレーサビリティの話もあると思うのですが、そういった方向を打ち出しているわけです。そうしますと、飼料の問題というのは畜産の大事な問題でありますけれど、国民が今の飼料の自給率の問題や飼料穀物をほぼ100%外国から輸入している問題、そしてその飼料穀物をエサにして出来た肉、そして家畜が排せつしている糞尿これがどう処理されてどう土地に還元されているか、それと関連して窒素の問題はどうなっているのかということが、ほとんど消費者に知られていない。

また、情報として恐らく流れているとしても、きちんと消費者に理解され分かりやすい形で出ていないことが問題であると思われ、ここからは、委員のお話とつながっていくのですが、様々な情報をきちんと分かりやすく開示していくことが重要であると思います。これは、考え方としては、私はトレーサビリティの考え方と同じだと思えます。畜産における様々な問題を開示し、消費者に分かりやすく伝える、そういうことによって消費者が国内の資源をきちんと使い、そのシステムをどうするかということについて理解と納得をしてもらうことが必要だと思えます。それに多少のおそらくコストがかかると思えますから、それを消費者側が支払うという理解をしてくれなければ、何度このような政策を打っても必ず戻ってしまいます。

かつて20数年前に飼料危機が起こったとき私は流通飼料課で担当していました。その時に何を検討したかといえば、中小家畜は資源の再生産がしやすいので、もしエサが2割来なくなったら、まず中小家畜からと殺し、大家畜は資源の再生産が難しい、従って大家畜は残しておき、大家畜に輸入飼料を振り分けるんだというような検討をしたことを思い出します。その時代を過ぎて、私も今、反省も含めて申しているわけですが、消費者の目、国民の目というものはずいぶん変わってきており、何を求めているかも変わってきている。

しかし、政策の手法はあまり変わっていない。ここをやはり根本的に変えて、先生のお話のように川下から見て情報提供する。そういうことによって、基本的な理解を得るという政策手法に転換をすべきではないか。これは「食と農の再生プラン」は、たぶんこれを実行していこうとすれば、そういう政策手法にならざるを得ないというふうに私は思うのです。ぜひ、せっかく飼料、畜産全体の問題、まずどうするかということですから、そういう点をぜひお願いしたいと思います。

また、備蓄制度のことは後でまた申し上げるとして、備蓄制度のことも含めてまず資料の中身について教えて頂きたいのですが、備蓄基金から5億出したといえますけれど、備蓄基金というのは、今どういう財源構成で、どれくらいあるのかということです。

それから、先程備蓄の放出というのは売買差損というものが出るということもあって、なかなか実行できない、貸付けでもなかなか大きな数量になっていない。貸付けの水準というのは恐らく、メーカーが実際に困って貸付けという制度を活用したんだと思いますので、ここ30年近くに発生した現実の備蓄の活用という

ことでいえば、一定の水準を考えるのに、非常に乱暴な考え方ですが、1つの目安になるのか、最低限の目安かどうなのかということで検証する必要があると思います。

また、教えて頂きたいのですが、貸付けの時にその時価で貸し付けているのか簿価で貸し付けているのか教えて頂きたいと思います。

あと、資料の中で一戸当たり飼料作物の作付け面積を出して頂いているわけですが、しかしこれからのことを考えますと、一頭当たりというのをきちんと把握して、そしてその一頭当たりを先程政策的に直接支払いという性格に近いものだと思うのですが、これも考えようによっては、環境を保全するといえますか、資源を循環させるような意味合いに持っていけるような政策だと思っております。こういうことを判断するにも一頭当たりというところを押さえて置いて頂きたい。それから後は先生と同じ提案ですが、いろんなデータ、資料を分かりやすく開示する、これをぜひ早いうちにやって頂きたいと思います。そういった面で見れば今日は資料1で非常に分かりやすく畜産飼料をめぐる現状と課題を整理して頂きましたが、「食と農の再生プラン」でいうところの発想からこの整理を見直していただくと、今やってない部分はどこなのかということが見えると思うのです。工夫して資料として出して頂きたい。少し長くなりましたが、以上です。

(座長)

ありがとうございました。いかがですか。よろしくお願いします。

(飼料課長)

備蓄基金でございますが、平成13年度、52億円が平成14年度で5億円減少ということで47億円ということです。金利の増減がありますが、国庫から一旦機構が受けて、基金に出しているものであります。現状から申しますと、備蓄が簿価で255億円分ございます。これは借入担保的な部分にかなり制約され、自由に使える部分というものは、限られています。例えば備蓄削減に対応して、差損が生じた場合や、借入部分の担保分等、自由に出来ない部分が大部分あります。備蓄基金の47億すべてが、当てられるわけではありません。

「食と農の再生プラン」からの切り口は重要であります。資料1にありますように、安全・安心な畜産物の安定供給のための飼料供給構造の確立と、大きなものを掲げているのも「食と農の再生プラン」につながっているものと考えております。このような流れの中で、一つは流通飼料関係の飼料の安全確保対策、これはリスク評価、管理、コミュニケーションを行っていく。最近の問題として残留農薬、カビ毒などが考えられますが、こういった面での検査体制の強化、またトレーサビリティの整備が重要なことと思います。

もう一つ重要なこととして、特に大家畜において、今後輸入飼料から国産の粗飼料に供給をシフトさせていこうと考えております。この中でいかに消費者に飼料の供給構造を理解して頂くかということが重要であると思われれます。粗飼料多給ということでの消費者の評価がきびしい、例えば肥育牛であれば、なかなかサシが入らない、放牧すれば、肉質が落ちるという問題があります。現在、日本で粗飼料を多給している畜産の実態は、放牧の形態をとっています。今回問題となった肉骨粉が動物性蛋白であり、効率性追求の最右翼とすれば、その対極にあるのが放牧ということになります。しかも放牧については放置できる、つまり省力化・低コスト化できます。

また、それ以上に環境、安全性、ゆとり等様々な効果があります。放牧は牛本来の機能を発揮した飼い方です。放牧は極端な例となりますが、自給飼料に立脚した大家畜の生産構造に転換するとともに、このようなことに対する消費者理解を深める。トレーサビリティのように、消費者側から情報を請求する方法とは逆に、生産者側から積極的に情報を開示することが大事であります。これにより粗飼料多給することが、日本の資源、国土にプラスとなるということ、消費者に積極的にアピールしていくことを考えていかなければならないと思われま

す。なお、平成15年度予算に当懇談会で御指摘を受けたものを反映させていこうと考えております。

(委員)

ありがとうございました。私がお願いしているのは、例えば、この畜産・飼料をめぐる現状と課題という資料の中にも、今話のあった観点も確かに入っています。しかし、この発想は、これまでの政策を作るときの発想と同じと思われま

す。畜産をめぐる状況、飼料をめぐる状況、もちろん安全対策と、それぞれ資料に記載されていますが、これらを消費者に開示して何が分かるのか、恐らく何も分からないと思います。やはり、先程 先生が言われたような、データがまずあって、都道府県別、市町村別なり、個別の自給率はどうなっているのか、土地の利用はどうなっているのか、そこで糞尿処理はどのように土地に還元されているのか、窒素の循環というのはその土地でどうなっているのか、というようなことがまずあって、その切り口から恐らくこんなことになっているのか、環境問題という点からいけば色々なことを考えなければいけないように思われま

す。糞尿の蓄積の問題や出来た肉の様々な問題が一緒になって消費者に降りかかるということにしかならない。先程、放牧型だと肉質が落ちるといいますが、そういう情報をきちんと提供しているのか。消費者には放牧で多少なりとも、サシの入り方は悪くても、それで安全、安心という部分において、きちんとした情報が開示されていけば、需要が高まると、私はそう思います。今まで、そのような情報は食と農の間に流通というところで、様々な情報を流されていたと思われま

す。最近、家畜の飼い方やその他の情報が流れていることもありますが、そのような情報はあまり流れていなかったように思われま

す。やはり、もっと以前の問題であって、日本の農業なり、日本の農地なり全体を考える中で畜産の問題というものがあるんだということを考えるべきであります。まさに「食と農の再生プラン」はそういうことだということです。今この資料は、これで私共が分かりにくいというわけではなく、先程のようないろんなご意見を反映させていけば、こういうふうな資料ではなくなるのではないかと、違うものを作れるのではないかと

(座長)

ありがとうございます。私も常日頃感じているのですが、今の若い消費者の環境を考えると、あまりにも農業生産と消費との距離が開いてしまっていて、お互いを理解する場というものが少なくなっている。これを作ることは、農業に携わる人間がやらねばならない努力だと思います。

先程、ヘクターや農家単位ではなく、環境問題を考える場合には、頭単位であろうという御意見が出されましたが、この点については御検討されているのでしょうか。

（飼料課長）

酪農についてのデータで申し訳ないのですが、一頭当たりの面積でありますけど、全国では28から29 a/頭ですが、地域別にみれば北海道が61から47 a/頭、それ以外は15から10 a/頭に減少してきております。昭和40年から生産性は上がっておりますが、一頭当たりの面積でいいますと、2/3位なります。

（委員）

前回、私は欠席しましたので、もしかしたらもう出たような意見かもしれませんが、述べさせていただきます。

今日の備蓄の抱えている課題について説明なり意見なりを聞いておりますと、酪農部門から見ますと、備蓄の量を減らしてもいいのではないかと思います。備蓄と価格安定制度が、畜産経営を安定させ、畜産農家を安心させるために重要でありますので、備蓄の量につきましては、必要であれば調整等もし、大切な現在の制度を、いち早く健全な形にすべきだと思います。

備蓄数量を減らしてもいいと申し上げましたが、背景と致しまして、鶏、豚の分野はありますが、酪農（牛）分野での飼料の需要量は減ってくるのではないかと思います。酪農（牛）におきましては、頭数は減っているものの、牛乳の生産量は増加しております。つまり、牛1頭当たりの乳量が増えるような方向に進んでいます。ということは、酪農家の収益が上がる方向に進んでいるわけです。今の乳牛の遺伝的潜在能力は一頭一年間1万kgを超えており、多い牛では2万5千kg生産します。このような能力を引き出すということがこれからも行われていくと思われまます。そうしますと、頭数の増加による生産量の拡大の場合よりも少ない飼料の使用で生産量は増えていくという飼料の効率が向上した形になります。

今後、酪農経営がどのようなになるかといいますと、一つはメガファームという形、千頭以上飼う農家も出現してくるだろう、これは輸入の粗飼料と濃厚飼料を主体として使用していくものと考えられます。

しかし、一方で酪農の主体を占めるのは、家族経営の酪農家です。この家族経営の酪農家の中で、自給飼料にどう取り組んでいくか。現実の施策の中で、自給飼料を拡大するきざしが見えてきました。そのひとつは、稲のホールクroppサイレージです。地域の農家との繋がりを核として、自給飼料増産を図っている。ここの資料に3例ありますが、（埼玉、熊本、宮崎）このような形ではないかと思われまます。

基本的に酪農家は、農業従事者の中でも若く20～30歳代が多く、地域社会の担い手になっていくと思っております。この人達が、牛を飼うだけでなく、水田もやっているという形であります。東北には、酪農経営の他に水田もやっている方々がいらっしゃいます。この水田もやって、酪農もやっている人達は稲作技術を持っています。稲作技術を持ってる方でも、今は、稲作だけでは、大規模な稲作経営は難しい。

しかし、ホールクroppサイレージのおかげで土地を集約して利用することができる。今はホールクroppサイレージですが、いずれは米の生産の担い手にもなると考えています。ホールクroppサイレージ生産には高い補助金が付いていますが、これがいつまでも続くとは思っていませんが、非常にいいきっかけを与

えてくれたと考えています。

今回のBSE問題で、非常に安全性が問われましたが、私は農協の人間でありますけれども、農協で牛乳工場もやっています。今後のやり方として安心を消費者に目で見てもらい、確かめてもらうという方法を取り込んでいくことが、重要だと思えます。具体的にいいますと、消費者が生産工程を見学されたければ、牛乳工場見学して頂き、さらにそこに入ってくる牛乳がどこの農家から入ってくるか、どのように搾られた牛乳であるかということの情報も提供していただけます。これは、農協ならではの仕事であります。自分達で、生産農家の技術指導をして、その生乳を集めて、工場に持ち込む、このように加工した牛乳を消費者に届けています。全ての行程の情報が分かるわけではありますが、これを開示していない、このような取組をしていなかったことが問題で、今後これらの開示対応が必要と思っております。

飼料の問題であります。使っている畜産農家の方々が、飼料の中身が分からないという問題がありました。飼料工場も、これからは、農家に責任をもって情報を開示すべきであります。これは、農家の方だけでなく消費者の方にもどのような原料をどのように調達し、どのように製造し、どのような検査をして出荷し、どの業者を経て農家の手元にいつているのかということ、情報として提供できるのではないのでしょうか。そうすれば、農家の方は、この飼料と地元の飼料で、この牛を育てているという理解ができるわけです。我々は今後の取組として、このような情報開示をしていきたいと思えます。これが安心を求める消費者に答える1つのケースになると思えます。まだシステムが出来上がったわけでは、ありませんが、この取組を進めていきたいと考えています。

(委員)

日常、飼料の原料を輸入している立場から意見を申し上げます。

本日は備蓄問題ということですが、まずBSE関連で申し上げます。BSE問題が発生したため、牛の需要が鶏、豚に移って来ているというお話がありましたが、もう一つ忘れてはならないのは魚、養殖魚の需用増加です。養殖魚用の飼料は魚粉が多く使われています。魚粉の原料となる魚はペルー沖などで捕られ粉砕乾燥され魚粉にされて輸入されている訳ですが、これが最近減少傾向にあります。BSE問題が起こりまして、肉骨粉が犯人ではないかといわれておりますが、もともと肉骨粉は40万トンの位、日本で使用されておりました。この肉骨粉は動物性タンパク質を得る為の原料です。BSEの影響で、肉骨粉に替わるタンパク原料が必要になりました。これを何で代替したかといいますと、一つは植物性タンパク質、大豆粕といったもの、もう一つは魚粉であります。鶏も増え、豚も増え、魚も増えているかような現状で、魚粉への需用が世界的にも高まっています。しかし、魚粉の供給量は極めて不安定となっております。地球温暖化等の気候変動のせい、あるいは他の理由があるのか、現在、ペルー沖での収穫量が減少しています。収穫数が多くても魚体が小さいため量にならないような状態です。備蓄という課題でみれば、主原料のようなカロリーベースの原料だけでなく、このようなタンパク質原料も考慮に値するのではないかと、最近つくづく感じている次第です。タンパク原料がなくなってしまうような事があると、日本の畜産業界はどうなるのか、懸念しています。

このような状況下で、例えば都市残さの中から、市場やスーパーから排出され

る魚の残さを原料とした魚粉も立派な飼料原料になっています。この都市残さでつくる魚粉には大変な労力がかかっています。例えばスーパーで、魚の加工場で、何等かの原因で肉片が魚粉原料に混入するような事があれば大変な事になります。混入問題を避ける為に、原料の選別や管理に現場は大変な苦労をされています。資源の有効活用、環境問題上、こうしたリサイクルをどんどん定着化・増加してゆくべきと考えます。

こうした都市残さを原料とした魚粉は立派な飼料原料となってきていますが、ここで少し脱線しますが、こうした原料で養殖された水畜産物に対する消費者の認知度、理解度であります。どうも私の偏見かも知れませんが、消費者は、人間が作ったものは常に何か異物が入っているといいますが、自然のものは完全なものであって、人間が作ったものは信用できないという感覚があるのではないかと危惧しています。

しかし、自然物が無毒かということ、実際にはいろいろな有害な物質が自然界には存在しているわけです。例えば、りんごの皮と肉の間には微量の毒素があるといわれていますが、致死量には遥か及ばぬ量で消費者は気にしない。極端な例では、フグは強毒を持つ魚であります。それを理解しながら人は食しています。昨今、遺伝子組換え作物についていろいろな非難がされていますが、実際に自然界に存在しているものと、どの程度の危険度の差があるのか、そのリスクと、りんごのリスクにどの程度の差があるのか、これらが消費者の立場でどのように日常生活で認知されているのか、啓蒙もして行かねばならないと思います。リサイクルには何等かのリスクが伴い易いものです。例えば肉骨粉がその例かもしれませぬ。これからの日本は限りある資源の有効活用と環境問題を考慮して行かねばならず、リサイクルはその有効な手段であります。この場合、完璧なまでに純粋な原料を果たして作られるのかという事を、もともと自然界には有毒なものもあるという真実も含めて、啓蒙の必要性があるのではと、私は思います。そしてそれを農水省も消費者にどんどん実体を説明して行って欲しいと思います。最近キュウリに関する農水省の規格が緩くなったとお聞きしました。もともと曲がったキュウリを嫌ったのは消費者というよりは、流通業者ではないかと思えます。結果的に生産コストが上昇してしまい、生産者も消費者もメリットがいったい何処にあったのか良く解らない。本来曲がったキュウリでも何も中身は変わらないおいしさや栄養価は変わらないわけですから。曲がったキュウリと同じように都市残さを原料として養殖した魚を消費者が忌避しないとも限りませぬ。こうした混乱を防ぐためにも、食生活とリサイクルの安全性についての農水省の啓蒙活動をお願いしたいと思えます。

次に備蓄について申し上げます。備蓄は、基本的には国民生活を守る為のコストだと思えます。では、どの程度の備蓄量が必要で何処までのコスト負担が妥当かは、様々な御意見がおありでしょうから、結局はこの様な場で合議的な議論を持って決めれば良い事だと思えます。

また、備蓄は異常事態に備える訳ですが、どのような異常事態までを想定し、コスト計算に入れるのか、この辺も議論せねばならないところです。

ここで、備蓄の必要性について最近の情報を皆様のお耳に入れさせて頂きたいとおもいます。備蓄はもしもという異常事態のためですが、異常事態は2つに別けられると思います。天災ともう一つは人災です。生産、配送、保管のそれぞれの現場でこの天災と人災は絡みます。先程の資料の中にもありましたが、我が

国は濃厚飼料原料の約95%を米国から輸入しています。このため、米国で天候不良や人災が起ると、直ぐに日本に影響します。米国がクシャミをすれば日本は風邪か肺炎をおこします。先程来飼料の自給議論が出ておりますが、生産を米国から日本に移す事が自給に繋がる訳ですが、日本で早魃でも起きれば、自給はむしろ逆の結果を招きます。天災は米国で起こっても、日本で起こっても同じことかもしれません。ライブストックとしての家畜の捉え方も含めて、自給率が向上しても、国内での備蓄は必要だと思います。

最近の米国での生産現場を見ますと、1983年、1988年に大早魃がありました。また、93年には100年ぶりの豪雨があり、アイオワ州が衛星写真では湖のようになった記憶が生々しく残っています。この前年は雪が多く、コーンベルトから西海岸に向かう貨車のレールが豪雪のため、麻痺しました。96年にはトウモロコシの相場が高騰したことがありました。これは特段大きな原因があった訳ではなく、減反政策により歴史的に作付け面積を減らしてきた中、ミニ早魃で減収となった経緯がありました。

しかし、96年以降は天候もほぼ正常な状況が続き、トウモロコシの相場は、世界的に需給が緩んでいることもあり、相場レベルは非常に低い状態が続いています。最近の天候は非常に安定しています。こうした状況で、一つ申し上げておきたいのは、先程遺伝子組替技術により生産が伸びたのではないかと、というお話がありましたが、確かに米国の生産量は増加はしているのですが、これは、遺伝子組替えによるところもさることながら、むしろ「密植」による生産によるところが大きいと言われていています。これは最近の農耕方式ですが、この方式では水分の補給が重要であり、乾燥気候には向かないと言われていています。96年以降の天候は順調であったからこそ、生産増加に繋がった訳であり、ひとたび天候が不順になると、密植の被害は通常の方式以上に被害は大きくなる状況となっており、米国では過去に比べてリスクが大きくなっている点が挙げられます。

また、米国の生産量の増加要因としては、米国内の需要の増加が非常に高まってきたという側面があります。その大きな理由の一つに、エタノール需用の増大があります。これは、エタノールを燃料に添加して環境対策に役立て、原油の輸入を減らそうということから、政府がエタノールの使用を奨励し補助金を出して後押ししているものです。現在の米国のトウモロコシ農業は、昔日のように輸出型産業としてではなく、別の観点の国策として進めている側面があるという点が浮かび上がってきます。いわば、現在の米国のトウモロコシの輸出は余ったもののアウトレット的側面が強くなっている事であり、輸入国側としては、この辺に神経を尖らせる必要が有ろうかと思えます。

さらに、備蓄を直ぐに喚起させるような動きとして、御報告しておかねばならない事があります。米国では過去に大豆の輸出禁止令を出した事がありましたが、近年でもそれに類似するような動きがありました。先程申し上げましたミニ早魃が起きて、相場が高騰しました1996年には、米国内の畜産業者がトウモロコシの輸出を禁止すべきだと、運動を展開した事実があったということです。

次に、昨年は米国でテロ事件（これは、天災ではなく人災ですが）がありました。もし同じような人災として、例えばミシシッピ川の水門が爆破されるようなことになると、穀物輸送の動脈が寸断されることとなります。川の側にはレールが敷かれていますので、代替輸送は可能ですが、量的にはかなり無理が生

じます。

中東情勢不安が昨今報道されていますが、仮にスエズ運河が航行不能となった場合、マゼラン海峡かパナマ運河をタンカーが航行することになるかと思いますが、この影響で穀物運搬船がパナマで滞船する事態も考えられます。過去、パナマ運河では修理などで航行が制限されたことはありましたが、パナマがテロの標的になれば大変なことになると思います。

前回の会議の際、最近の天候が過去に比べて異常性が高くなっているというお話しをしましたが、データ上はそれをハッキリ証明できるような数値は取れませんでした。時々起こります豪雨や早魃は局所的、短期的で、平均すると過去とは大きな乖離がないようです。ただし、やはり一回の豪雨や早魃の度合いは明らかに昔よりも激しくなっているのではないかと感じております。

最後に、飼料穀物の備蓄は、国内自給を増やせたとしても、天災や人災の観点に立ち、出来るだけ多くやるべきだと思います。米国では年々早魃のリスクが増している事、国際情勢がますます不安定になっている事から、その必要性は高まって来ております。また、備蓄も出来るだけ分散して保有するのが賢明だと思います。以上いろいろな事を申し上げましたが、どの程度までのリスクに対処すべきかの議論は当然必要かと思えます。予算との兼合いもありましようが、慎重に計らねばならないと思えます。

(座長)

ありがとうございました。時間がひっ迫して参りました。先程、3人の委員が備蓄については後でという御発言がありましたので、言い残した部分を御発言頂いて、その後で食事ということにしたいと思えます。どうぞ。

(委員)

私の方からまず発言させていただきます。備蓄に関して、委員から質問がありまして、事務局の答弁がありましたが、少し不十分であったため、補足致します。例の備蓄基金の件ですが、現状は52億円のうち47億円となっております、要するに国の補助金で足りない部分を一時的にカバーしたということですが、さらにその47億円のうち13億円はもう既に飼料穀物の損失引当てのために使用するということで、もうはっきり分けております。これは何に使うかといいますと、貸付けなどをやっていく場合に、いろんな事故が生じたときのロスに対して、何らかの補充もしていかななくてはならないわけです。今後貸付けを促進していくということであれば、それによる損失を埋められるものを用意しておくということです。ですから、52億円から13億円引きますと39億円、そのうち今度は5億円出しましたから、34億円、それらは、いわゆる貸付金利が途中で上がったときの備えとか、何か全体として備蓄についてあったときの備えという意味ですから、財源に関してはぎりぎりのラインであるということをおきたいと思えます。

では、備蓄制度を預かっている立場の者として、発言させていただきますと、今回懇談会に提出された資料をもって備蓄制度を議論することは、難しいのではないかと思います。まずは、備蓄制度の必要性からしっかり議論すべきであり、

さんのご意見にありましたが、消費者は飼料穀物まで備蓄していることを知らないと思えます。「なぜ、そういうことをしているのか」という話しがまずあって、これから情報開示ですから、オープンにしていくわけですが、よほど備蓄制

度の必要性についての議論がなされないといけない。そうして十分に議論された中身をエキスとしてレポートにまとめていくことが必要だと思います。備蓄制度については、異常補てんという飼料穀物の価格安定制度があるため、不要であるとの意見も場合によっては（このメンバーではないかもしれませんが）ありうるもので、その辺のことも考えて備蓄制度の必要性を議論すべきであるということが一点です。

もう一点は、必要性はあるということにしても、今日的な財政事情が20数年前と比べて雲泥の差となっており、この状況の中でそれでもそれを言えるのか、という話しが背景とともにあると思います。それについては運営の仕組み、システム、負担のあり方ということも含めて議論していくべきだと思われます。自給飼料の拡大策は必要であります、これまで流通飼料が果たしてきた今日までの役割も考えまして、それらに相応の位置づけを行った上で、その安定供給のための備蓄のシステムについて、どのように考えるかということ、次回論点整理的な形を出していきたい。もちろん私も、必要があればお手伝い致しますが、この議論が必要であるということをお知らせしておきます。

（委員）

では、引き続き発言させて頂きます。今の委員の第一点目とほぼ重なるような話しですが、備蓄量がどのくらい必要かということは、それだけでは答えようがないものであり、どういう事態に対処するのかということがまずあり、要因はいろいろあるとしても、非常に乱暴に分けるとすれば、一過性のもので一月（ひとつき）なり、二月（ふたつき）なりの異常事態にどう対処するのか。

また、異常事態が長期に続く時、その間に国内の状況が対応できるための調整の時間を稼ぐ意味での備蓄というものもあるでしょうし、そのどちらかによって違ってきます。後者であるとするならば、おそらく3月に総合食料局がお作りになった「不測時の食料安全保障マニュアル」のスキームと連結していくようなお話になるとは思いますが、いずれにしてもどういう状況に対処するものであるかということが当然想定され、それにより判断されていくものだと思います。

御説明の中で備蓄されている飼料穀物の放出といわれていましたが、これも非常に漠然としていて、委員が言われておりましたが、そもそも穀物自体が必要な畜種はどれか、あるいは多少なりとも他のもので代替できる畜種であるのかどうかといったことですか、これも先程委員が言われたように一旦家畜資源として減った場合に再生するコストなり、期間としてどのくらい要するものであるかどうか。あるいは生産量が落ちた場合に、価格によってある程度保障されることがあるような畜種であるのかどうか、それによって放出という一般的な話しではなく、どこに投入するかということまでも、きちんとした議論があって、始めて放出するかどうかの議論になっていくと思います。その意味で、もう少し具体的な青写真なりが必要だということが第一点であります。

また、それとの関連で今申し上げましたが「不測時の食料安全保障マニュアル」との関係についての資料なりお考えを提出して頂きたい。

また、価格安定制度については、特段ここで議論する必要がないのかもしれませんが、これも畜産物自体の安定制度が変わってきていますので、それとの関係で一応レビューしておいた方がいいという気がします。つまり、原料価格が飼料価格に転化されて、それが畜産経営で畜産物になるという一つの流れになってい

ますが、一般論として言いますと、こういう制度を作ると価格を上げやすくなる
とか、そのような効果をもつということに注意して頂きたい。また、同時に原料
価格の上昇を前方に転化していけるようなものであれば、どの段階で異常な原料
価格の上昇に対して対処するかについても、いろいろな考え方があると思います。
特に加工原料乳の価格については、需給なり、生産費なりによって多くの部分は
決まるようなシステムになっています。そういう価格形成の仕組みが出来ている
中で、旧来の不足の時点を前提として制度を考えるという時と、そうではなくな
っている場合では少し考え方の違いがあるかもしれません。あるいは結果として
今のお話でいいということであっても、それはそれでもう一度、存在するための
根拠なりをきちんと整理していく必要があるだろうと思います。一番大きな変化
があったのは、加工原料乳だろうと思います。以上でございます。

（委員）

委員、委員から、かなり基本的な、またこれからまさに議論をするの
に必要な御提案なり、御意見がありました。

もう一つは、これまで備蓄された飼料穀物の放出がない。備蓄制度を作った時
は、恐らく、全部借入れ資金で飼料穀物を買って入れており、それが簿価だとい
うことですが、そういう考えに立っていたというのは、穀物価格が高騰する場面
がくることを予定していたのだと思います。一気に放出すれば借入金を返済可
い。だから、借入金でいいんだという発想により同制度を立ち上げたのだと思
うのです。先程、委員からもお話がありました。今後の穀物の価格をどうみるか
ということになるのですが、本当に量が不足し、価格が暴騰して、まさに255
億が放出した分だけ取り返せる。しかも、利子分を含め、すべて取り返せる
という事態が果たして来るのかどうかということは疑問であります。なぜ、こ
んなことを言うのかといいますと先程、委員からの話しにもありましたよう
に、価格安定制度のレビューという言い方をされましたが、量の安定、価
格の安定を両方追い求めて、今、備蓄と価格安定の制度が出来ているわけ
です。事実、この備蓄制度と価格安定制度（異常補てん金制度）を作った時
には、まさにそういうことが実態的に起こったわけです。価格は暴騰し、
倍以上になった。通常補てんでは、とても対応しきれないということで、
この親基金といわれる異常補てん基金ができたわけです。また、量的にも
不足しかねない事態が現実にあったということでもあります。

従って、価格安定制度によって、ある程度の価格高騰があるとしても相当
部分吸収できるのか、また量的な不安というものもよく検討しなければならない
のですが、どの程度あるのか。今までの貸付けの経緯をみると、その背景
にはミシシッピ川の凍結、パナマ運河の改修工事などいろいろあります。これ
からもこういう事態が起こるでしょうし、天候の問題もあります。いずれに
しても先をどうみるかというのは難しいのですが、量の安定、価格の安定
両方を追求していくことが、当然、安全な供給体制若しくは国内の畜産
経営の安定を図るという点では重要だと思えます。これからの畜種別生産
動向も絡んでくると思いますけれど、流通飼料の安定供給対策と価格安
定対策のどちらに政策の軸足を置くかを考えるべきであるかと思えます。
備蓄量をどうするのかというのは、先程委員が言われたようなことも十分
念頭に置いて考えなければいけないのですが、価格安定制度に相当吸収
できるのであれば、量の問題をどういうように考えるのか、とい

う話もあるという意味でございます。それから民間も今の状況の中で飼料穀物の備蓄を持っているという立場に立っているのかも知れませんが、一般的に言えば、民間は、国が備蓄していれば安心して備蓄量を減らすということが考えられますし、もちろん価格の動向でありますとか国内の畜産の動向とかあるわけです。こういう点が今どうなっているのか、この分析も必要であるとおもいます。

また、仮に備蓄の水準を減らしたときに、備蓄のサイロの管理がどうなっているのかということもあります。水準を減らしたときに、この備蓄サイロはどのようになるのか、民間としては迷惑なのか、非常に結構なのか、そのような事も負担のあり方を考えるときには出てくる問題です。非常に細かい点も考えていかなければいけないということになると思います。先程、お答えいただけてないようですが、貸付けの時の（民間が借りていく時ですが）価格はどういう水準であるのか、おそらく差損が生じないようにしているんでしょうけれども、どういう考え方でおやりになっているのか教えて頂きたいと思います。

（飼料課長）

貸付けに当たっては簿価で貸し付けています。現物を返してもらうという考え方なんですけれども、評価に当たっては、簿価です。

（座長）

いろいろ、御意見頂きありがとうございました。これにて会議は終わります。次回の懇談会では論点整理（案）を事務局と私の方で作成しますが、論点整理の案の段階で私のほうにご相談頂いて、委員に方々に諮っていきたいと思います。また、議事録を作成致しますので、委員の方々に後日見て頂きたいと思います。時間が長くなりましたが今日はこれで懇談会を終了させて頂きます。